

19 世紀後半におけるマラヤ錫鉱業の発展

——中国人錫企業の特質をめぐって¹⁾——

山 田 秀 雄

I はしがき

マラヤの錫鉱業は、別の機会に明らかにしたように²⁾、19 世紀中葉から世紀末にかけて——具体的にいえば、1840 年代末から 90 年代前半にかけて——画期的な発展をとげるのであるが、その主要な舞台はマラヤ西海岸の錫地帯であり、この舞台に登場する主役は中国人錫企業である。というのは、この時代に、一方ではマレー人による伝統的な零細規模の錫採掘が中国人企業によってとって代われるからであり、他方では西海岸の主要な錫産出国の保護領化(1874 年)にともない、その錫地帯に相ついで進出してくるヨーロッパ資本(主にイギリス資本)による錫企業の大部分は失敗してしまうからである。

さて、19 世紀後半におけるマラヤ錫鉱業発展の主役を中国人企業と規定するだけでは大づかみにすぎるのである。いうまでもなくこの錫企業における直接生産者は中国人鉱夫であるが、企業を掌握していたものは、これに融資することによって錫を買い占める中国人商人であって、彼らは当時 towkay labor——中国語の頭家とマレー語の labor の合成語——と呼ばれていた。つまり前貸し頭家あるいは融資元の旦那という意味である。したがって、前貸し頭家がどのようにしてこの時代の中国人錫企業を掌握していたかが問題となるが、これについては以下の本論で明らかにすることにして、ここでは指摘しておきたい点は、前貸

し頭家をこのように位置づけることが 19 世紀マラヤ錫鉱業史の通説になっている、ということである。すなわち、近年の注目すべき 2 つの研究——Wong Lin Ken と Yip Yat Hoong の研究³⁾——はいづれも、前貸し頭家をこの時代の中国人錫企業の中核的存在、マラヤ錫鉱業発展の主役とみなしているのである。

この通説を額面どおり受けとるならば、それは商人による錫生産の支配ということに帰着する。しかも、前貸し頭家の融資の主要な内容は、のちにのべるように、錫鉱夫を一定期間維持するのに必要な食糧、衣料、アヘンであって、彼らは錫企業にこれらを法外に高い値段で前貸しする代償として、市価より安い価格で錫を買いとるのである。そのうえ、前貸し頭家と前貸しを受ける錫企業で働く鉱夫とは、特定の秘密結社の首脳とその配下という関係にあったことが指摘されている。それゆえ Wong や Yip の研究をそのまま受けとるならば、19 世紀後半のマラヤにおける中国人錫鉱業は、前期的商業資本による錫生産の支配、というように特徴づけることができそうである。

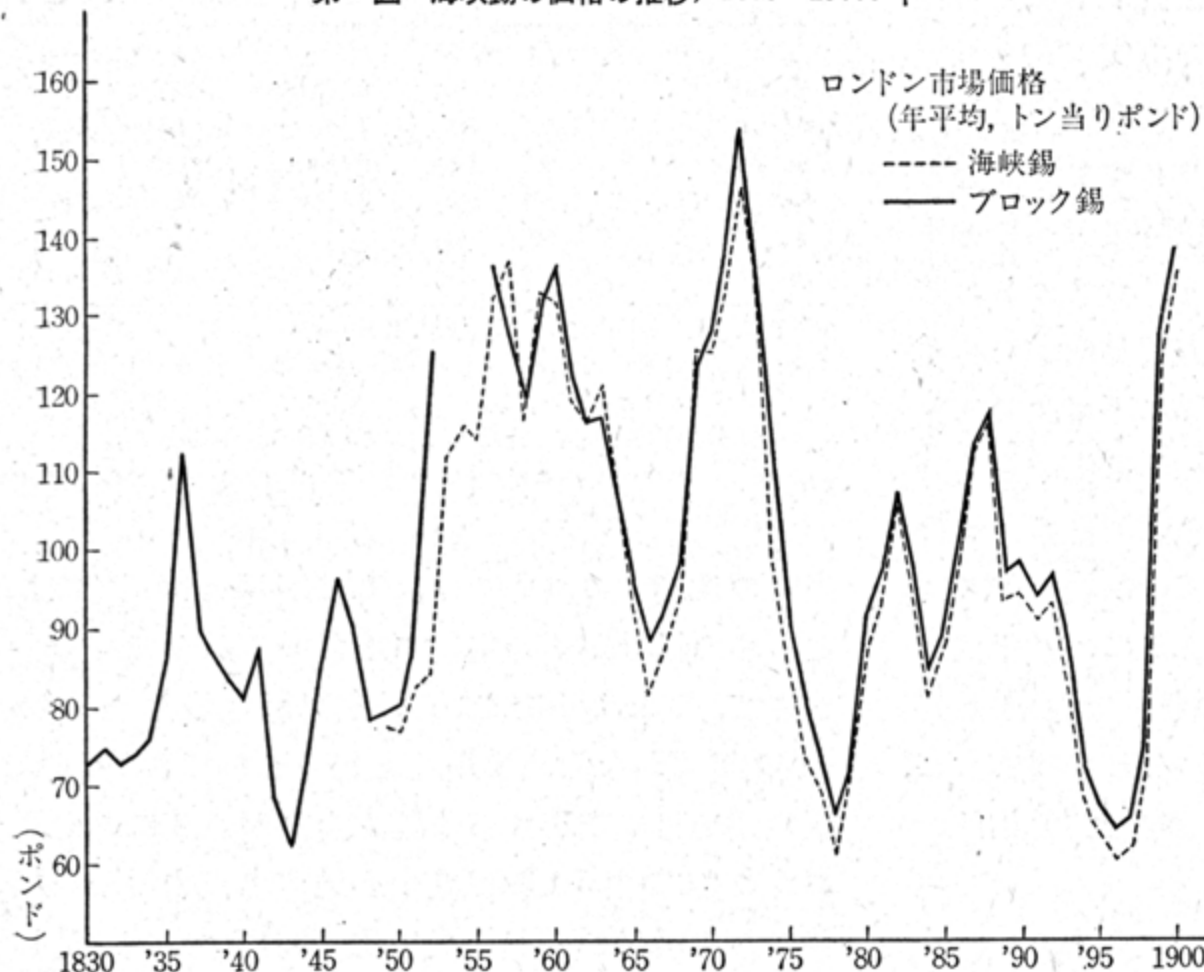
ところで、19 世紀後半におけるマラヤ錫鉱業——事実上は中国人錫鉱業——の発展において、前貸し頭家が主導的役割を果たしたとしても、そもそも前貸し頭家が錫開発における主役として活動できたのは、権力者の側でこれを認め、かつ助長したからにほかならない。つまり、マラヤ西海岸の主要な錫産出国ペラ、セランゴール、スンゲイ・ウ

1) 本稿は筆者の旧稿「マラヤ錫鉱業の発展と植民地支配」(筆者編『植民地経済史の諸問題』アジア経済研究所、1973 年 3 月刊、所収)の第 2、第 3 章に改訂を加えたものである。

2) "The Origins of British Colonialization of Malaya, with Special Reference to its Tin," *Developing Economies*, vol. IX, No. 3, Sept. 1971.

3) Wong Lin Ken, *The Malayan Tin Industry to 1914, with special reference to the states of Perak, Selangor, Negri Sembilan and Pahang*, University of Arizona Press, Tucson, 1965; Yip Yat Hoong, *The Development of the Tin Mining Industry of Malaya*, University of Malaya Press, Kuala Lumpur & Singapore, 1969.

第1図 海峡錫の価格の推移, 1849~1900年

出所: Wong Lin Ken, *op. cit.*, p. 243.

[注] 1848年以前の straits tin の価格は不明; なお, 参考までに併記した block tin はコーンウォール錫のうち純度の高い refined tin より品質の劣る普通銘柄.

ジョンが1874年にイギリスの保護領となるまでは、3国内のそれぞれの錫地帯を管轄下にもつマレー人の地方的首長が錫鉱山の開発のため積極的に中国人錫企業の導入をはかったのであり、1874年以降はこれら3国のイギリス人駐在官が中国人錫企業を助成する政策をとったのである(1880年代末からのネグリ・センピランとバハンのイギリス人駐在官も同様である)。

したがって、19世紀中葉から世紀末にかけてのマラヤ西海岸の錫鉱業は、これを推進した2種類の主役という観点から、1874年を境にして、前半の「前貸し頭家と地方的首長の時代」と後半の「前貸し頭家とイギリス人駐在官の時代」の2つの時期に分けることができるであろう。

ただし、念のためにいえば、こうした2種類の主役に注目することは、当時の中国人錫企業をいわば下から支えていた中国人鉱夫の存在を軽視してよいという意味ではない。当時錫の生産に従事する中国人労働力が出稼ぎ移民として年々中国南部から流入してくるという事実こそは、中国人錫企業の成立と発展にとって不可欠の前提条件であった。

さらに Wong と Yip によれば、中国人錫企業

の重要な荷い手としてこのほかに企業主の存在を指摘しておかねばならない。

そこで、この時代の中国人錫企業をめぐる以上のような登場人物がどのようにかわりあい、かつどのようにこれを推進したのかを追究することによって、その歴史的特質を検討し、たとえば、上述した「前期的商業資本による錫生産の支配」という規定がどの程度妥当であるかを明らかにしうるはずである。

本稿は、そうした問題意識のもとに、Wong や Yip やその他の関連文献を手がかりとして、上記の2つの時期のそれぞれにおける中国人錫企業の在り方を再構成しようと試みたものである。しかし残念ながら、それらの文献が依拠する一次資料はけっして十分とはいいがたく、したがってここに描かれる中国人錫企業像には不明確な点が少なくない。そうした問題点の指摘を含めて、本稿は上記の課題に接近するための覚書であることをあらかじめことわっておきたい。

II 19世紀中葉におけるマラヤ錫鉱業の新展開——前貸し頭家と地方的首長の時代

本節では、1840年代から70年代初期つまり上

記3国のイギリスによる保護領化直前までの時代を対象とする。筆者は前記の別の論文で、19 世紀中葉を境にして、マラヤの錫の主要な輸出市場がアジア(インドと中国)からイギリスやアメリカなどの欧米諸国へと転換し、それ以降後者への輸出量が年を追って拡大してゆくこと、つまりこの時期にマラヤの錫は、アジア的地方貿易商品からイギリスを先頭とする資本主義世界に不可欠の工業原料としてまさに世界商品——それは海峡錫という銘柄で呼ばれる——へと脱皮をとげることを指摘した。こうした工業原料としての海峡錫への需要の増大は、第1図に明らかなように、40年代末から50年代へかけての海峡錫の急激な価格上昇によってうかがうことができる。それに呼応して、世紀中葉から、マラヤ西海岸錫地帯で錫鉱山開発の動きが高まるのである。

ところで、そうした新動向にふれるまえに、あらかじめ1830年代半ばのマラヤ諸国の錫の生産量はどのくらいの規模であったかを示しておこう。

第1表 マラヤ各国における錫年生産量推計, 1835 年ごろ

西海岸	ピクル(トン換算)	東海岸	ピクル(トン換算)
Kedah	600(36)	Kelantan	3,000(174)
Perak	7,500(446)	Trengganu	7,000(417)
Selangor ¹⁾	3,600(216)	Pahang	1,000(58)
Sungei Ujong	7,000(417)	小 計	11,000(649)
その他 ²⁾	900(54)		
小 計	19,600(1,169)	マラヤ合計 ³⁾	30,600(1,818)

出所: T. J. Newbold, op. cit., vol. I, pp. 424-5.

注: 1) 当時 Selangor に属した Lukut(現 Negri Sembilan 州)の1,500ピクルを含む。

2) Malacca の奥にある諸州(現 Negri Sembilan 州)。

3) Newbold がこのほかに列記しているマレー半島北部(現タイ領)を除いてある。

当時の生産量については、T. N. Newbold⁴⁾による苦心の推計がその書物に出ているからである。

さて、Newbold がこういう記録を残した直後の40年代から海峡植民地を基地として西海岸諸国の錫地帯に進出する中国人企業が急速にふえ、あちこちに中国人錫鉱業中心地が出現する。40年代から70年代初期(植民地化直前)までに出現し

4) T. J. Newbold, *Political and Statistical Account of the British Settlements in the Straits of Malacca, etc.*, (2 vols., London, 1839)

第2表 マラヤ西海岸諸国の主要な中国人錫鉱業中心地, 1840年代~70年代初期

錫 鉱 業 中 心 地	開 発 年 代	70 年代初期生産量	備 考
1) ベ ラ 州 Larut (現 Taiping 近傍)	40 年代末	1,700 トン	1862 年 Larut 中国人鉱夫 2 万~2.5 万人 (1870 年全ベラ州マレー人人口 3 万人) 1871 年 Larut 中国人人口 4 万人 1874 年初 # # 0.4 万人 1874 年末 # # 2.7 万人
Kinta	(古くからマレー人が採鉱) 1880 年代から多数中国人錫企業進出 1890 年代以降マラヤ最大の産地	1,000 トン	1875 年 Kinta 一帯中国人鉱夫 0.2 万人
2) セランゴール州 Lukut (現ネグリ・センビラン州)	20 年代中国人鉱山あり 40 年代著しく発展 50 年代衰退		1870 年 Lukut 中国人鉱夫 0.2 万人 1874 年 # # 300 人
Kanching (Selangor 川上流)	40 年代 70 年代衰退		
Kuala Lumpur	50 年代末	2,000 トン	1870 年 KL 中国人鉱夫 1 万人 1873 年 # # 0.5 万人
Bukit Arang (Langkat 川上流)	60 年代	(不明)	(1874 年全セランゴール州マレー人人口 0.5 万人)
3) スンゲイ・ウジョン州 Rasa など (現 Seremban 近傍)	20 年代中国人鉱山あり	1,000 トン	1860 年末スンゲイ・ウジョン中国人鉱夫 0.5 万人 1872 年 # # 1.5 万人 (1872 年 # # マレー人人口 0.2 万人)
4) マラッカ州 Kesang など	(古くからマレー人が採鉱) 40 年代~50 年代著しく発展 60 年代衰退		

出所: Wong Lin Ken, op. cit., p. 17 ff; J. M. Gullick, *Indigenous Political Systems of Western Malaya*, 1958, pp. 5-6;

Khoo Kay Kim, *The Western Malay States, 1850-1873: The Effects of Commercial Development on Malay Politics*, 1972, p. 67 ff.

たその主なものを第2表に列記してみよう。

この一覧表からすぐわかるように、40年代から60年代にかけてペラ州とセランゴール州にいくつかの中国人錫鉱業中心地が誕生したが、なかでもペラ北部のLarutとセランゴール中央部のKuala Lumpurが重要であり、両地区に集まってきた中国人鉱夫の数が、当時のマレー人の人口（この場合それぞれの州全体）と比べていかに多かったかは備考欄の数字で明らかであろう（ただし、内戦のため人口が急激に変動している）。したがって、70年代初めのLarutとKuala Lumpurの生産量を30年代のペラ州とセランゴール州の生産量（上記Newboldの推計）と比べてみると、この期間の中国人錫企業の旺盛な活動を想像することができる。といって、中国人鉱夫は当時独立国であったこれらの州に勝手に入りこんだのではない。いずれの場合も、それぞれの錫地帯を管轄下にもつマレー人の地方的首長が錫鉱山開発のため積極的に中国人企業を導入しているのである（この時代のペラやセランゴールのスルタンは実質的に地方的首長と変りなかったのである）。地方的首長にとっては、開発が成功すれば一躍富裕となり、財力と武力によって州の政治に大きな発言力をもちうるからである。

問題は中国人企業導入の仕方である。LarutやKuala Lumpurの場合、それぞれの地方の首長がまず海峡植民地（前者はペナン、後者はマラッカ）の有力な中国人商人から錫の売渡しを条件に融資を受け、それで必要な資財と中国人労働者を調達し、自から錫鉱山の開発に乗りだしている。けれども、こうして発足した当初の鉱山経営にどの程度地方的首長が関与していたかは明らかではない。その詳細はとにかくとして、当初地方的首長は中国人錫企業にある程度の自主的経営を認めながら、これに対して鉱夫の必需品（米やアヘンなど）を高く売りつけるとともに、生産された錫を安く買い占めた上、融資元の商人にマージンをとって売り渡すという方式をとっていたようである。だが、中国人鉱夫の数が多数になるほど、地方的首長は彼らを統轄することができなかった。そうした場合、地方的首長は中国人錫企業が融資

元の商人に錫を直接売り渡すことを認めるとともに多数の企業からなる中国人社会に一種の自治（その頭領が甲必丹Capitan China）を許し、自分ではもっぱら各種の錫税——関税だけではない——とアヘン税・酒税・賭博税などを徴収する側にまわる政策（アヘン税などについては中国人社会の頭株を徴税請負人に指名）をとったのである⁵⁾。これは地方的首長による錫生産の掌握が間接的となる一方、融資元の中国人商人の力が強まったことを意味する。

ところで、このような中国人錫企業の在り方は74年以降の植民地時代初期に観察されたそれと本質的に同じものだとWongはみている。そう断定しうるかどうか、残念ながら植民地以前の時期の中国人錫企業の実態を明らかにするような資料がないのである（Wongも具体的にふれていない）。しかしながらWongを含めて通説は、海峡植民地の富裕な中国人商人が錫企業に運転資金を融通することによって経営の鍵を握っていたという点で一致している。ここにいう運転資金の融通とは、現地の錫鉱山で中国人鉱夫を一定期間維持するのに必要な食糧・衣料・アヘン・酒・タバコなどの現物での前貸しを意味する。前述のように、この種の中国人商人はtowkay labor前貸し頭家つまり融資元の旦那と呼ばれた。これらの旦那衆は上記のような必需品を市価より法外な高値で前貸しすることによって、錫を市価より安く買い取るのである。といって、towkay laborは直接個々の鉱山ないし鉱夫に前貸ししたのではない。towkay laborは上述した錫鉱業中心地にいるそのパートナーあるいは代理人（その地区のCapitan Chinaかそれにつぐ有力者）に対して前貸しするのであり、さらに後者から各鉱山の経営者→鉱夫と順次前貸しする仕組になっていた⁶⁾。

もっとも、上記の説明では、企業主は誰か、設備資金は誰が調達するのか、がはっきりしない。通説によると、設備資金は企業主の自己資金のよ

5) Khoo Kay Kim, *op. cit.*, pp. 75-78. Khooによると、錫関税の実現は、セランゴールでは1850年代末から、スンゲイ・ウジョンでは40年代からとなっている。

第3表 1860年代～70年初頭のLarutおよびSelangorの錫鉱業中心地における結社対抗関係

I. Larut		結社名	首脳部	鉱夫
対立	○ Klian Pauh (現 Taiping)	海山公司 Hai San Kongs (ベナン客家系結社)	鄭景貴 Chang Keng Kwee	{ 増城客家, 有力前貸し頭家, ベナン海山首領, ベラ植民地初期に甲必丹, State Council メンバー } 客家, 広東省増城 県出身 (途中から次が参加)
		大伯公会 Toh Peh Kong Hoey (ベナン生れ福建人系結社)	Low Sam	
対立	○ Klian Bahru (現 Kamunting)	義興公司 Ghee Hin Kongs (ベナン広東人系結社, ベナン在住 広東人7割が加入。一部福建人, 潮州人も加入)	丘天徳 Khoo Tean Tek	{ 福建人, 有力前貸し頭家, ベナン大伯公会首領, ベラ植民地初期各種徴税請負人 } 広東人, 広東省五 県出身
		和合社 Ho Hop Seah (新寧客家系結社, 義興などの脱退 組みが結成)	Lee Koh Yin 許武安 Khaw Boo Aun 蘇亜昌 So Ah Chiang	
II. Selangor			何義秀 Ho Ghi Siu 陳亜炎 Chin Ah Yam	{ 広東人? 貴金属商人, ベナン義興首領 } 客家, 広東省惠州 出身 (途中から次が主 力となる)
対立	○ Kanching	義興系松柏館 Ts'ung Paak		{ 潮州人, 砂糖園経営, ベナン義興首領 } 客家, 広東省惠州 出身 (途中から次が主 力となる)
	○ Kuala Lumpur	海山公司	葉亜来 Yap Ah Loy	
				{ 新寧客家, 有力前貸し頭家, ベナン和合社首領 } 客家, 広東省四県, 特にそのうちの 新寧県出身
				{ 新寧客家, 有力前貸し頭家, ベナン和合社首領, ベラ植民地初期に甲必丹, State Council メンバー } 一部広東人, 潮州 人も参加
				{ 惠州客家, KL 海山首領, 大手前貸し頭家, 多数錫鉱山所有 } 客家, 惠州出身
				{ セランゴール甲必丹, State Council メンバー }

出所: 前掲 Blythe の著書のほか、前掲 Khoo の著書、及び L. F. Comber, Chinese Secret Societies in Malaya, 1959 も参照。

うであるが、植民地以前の時期の具体例にもとづく証言ではない。したがって、肝心の企業主については、植民地時代初期の資料によって類推するならば、上述した錫鉱業中心地の Capitan China などの有力者——この場合は多数の鉱山を傘下におさめる大経営者——もいれば、1つの鉱山だけの経営者もいる。もし towkay labor の前貸しする相手がその代理人にすぎない場合は、towkay 自身が錫鉱山の大経営者ということになるが、はっきりしたことはわからない。

以上はしかし、前貸し頭家の表向きの顔を伝えたにすぎない。彼は当時海峡植民地の中国人社会に存在した特定の「秘密結社」の首脳というもう1つの顔をもっている。だから彼は、次々と中国南部——ここでは、その内部事情を考慮外におく——から海峡植民地に流入する移民を自分の結社に引き入れ、これを鉱夫として融資先の錫鉱山に送りこむことができたのである(いや手を拱いて移民を待っていたのではなく、苦力ブローカーを

通じて悪名高い渡航費前貸方式 credit ticket system によって移民を誘い寄せたのである)。このような融資先の錫鉱山への中国人労働者の供給も、前述した運転資金の融通と同じルートを経由して行なわれた。すなわち、海峡植民地にある秘密結社の本部(その首脳は towkay labor)→マラヤの錫鉱業中心地にあるその結社の支部(その首脳は towkay labor のパートナーである Capitan China など)→その結社系統の鉱山ということになる。

こうした秘密結社は、東南アジアの中国人移民社会に共通してみられる地縁的な「郷幫」を基礎とする結社として理解されている⁷⁾。マラヤ(海峡植民地を含む)の場合、重要な郷幫は、広府幫(広東人)、福建幫、客家幫、潮州幫、海南幫などがあるが、しかしこのような大分類による郷幫を当時の秘密結社の基礎とみなすことは正確ではない。いま上述の Larut および Selangor の錫鉱業中心地で60年代から70年代初めにかけて対立抗争した結社について、最近の W. Blythe の研究から抜書きしてみると第3表のとおりである⁸⁾。

6) J. M. Gullick, "Kuala Lumpur, 1880-1895," *Journal of the Malayan Branch, Royal Asiatic Society*, vol. 28, pt. 4, 1955, pp 12, 16.

7) Wong Lin Ken *op. cit.*, pp. 23, 26. Wong は秘密結社を自明の存在として叙述している。

50年代以降のLarutでは南北わずか1マイル半の距離に2つの錫鉱業中心地が発展したが、これまでの通説によると、客家幫の海山公司与広府幫の義興公司与がそれぞれの中心地を拠点に激しく抗争(1861, 65, 72-73年間に武闘に発展)したことになる。しかし、Blytheはこれを全面的に訂正している。すなわち、第4表から明らかなように、客家幫のなかの郷土を異にするものの対立——その元締たる頭家の対立——であり、最後の段階で一方の側に相当数の広東人鉱夫が参加しているのである。同様のことはセランゴールにもあてはまる。ここの2つの錫鉱業中心地のそれぞれを支配する義興と海山の対立抗争(1870-73年に武闘)は嘉応州客家と惠州客家の対立——その元締たる頭家の対立——であった。

それだけではない。Blytheによると、Larutでの抗争に敗れてセランゴールに逃亡してきたペナン義興系の鉱夫(惠州客家)がKuala Lumpurの海山(惠州客家)に拾われて所属結社を鞍替しているのである。さらにBlytheは、当時シンガポールで、最も有力な中国人商人といわれた福建人陳金鐘が義興の蔭の実力者であったと推定している(上掲表のとおり、ペナンでは福建人商人は義興と対立している)。要するに、錫をめぐる結社間の対立は、単に異なる郷幫間の対立ではなく、錫開発をめぐる利害の対立する結社の首脳つまり前貸し頭家間の争いとみるべきであろう⁹⁾。

最後に、以上の概観を総括しておこう。Wongによれば、この時代の中国人錫鉱業を成功に導いた鍵は、好戦的な司令官と打算のために部下の死もいとわぬ冷酷な実業家の魂をかねそなえた中国人企業家気質と秘密結社とにあるという。確かにこれは、当時ジャングルの中での錫鉱山開発に賭ける秘密結社首脳兼前貸し頭家のイメージを伝え

ている。そもそも前貸し頭家による錫開発への融資はマレー人の地方的首長に対する融資から始った。彼が危険の多いこの種の融資にふみ切れたのは、海峡錫への需要増大と中国南部からの絶えざる労働力の流入という国際的条件がそなわっていたからである。やがて、地方的首長が一步退いて、彼の融資は現地鉱山への非近代的な現物前貸しの形をあらわにする。前期的商業資本による錫生産の掌握といってよい。だが、第3表に示したKuala Lumpurの葉亜来(例)のように、一部には有力前貸し頭家兼大手錫鉱山経営者も出現している¹⁰⁾。この場合には、商業資本の一部は生産資本として機能している。いや両者は結びついているというべきであろう。ただし残念ながら、これが例外にすぎないかどうかは、手許の資料では明らかにしえないのである。

III 植民地支配初期の中国人錫鉱業の発展 ——前貸し頭家とイギリス人駐在官の時代——

別掲の第2図によって明らかなおとおり、マラヤの錫生産はイギリス植民地支配初期の約20年間(19世紀70年代後半～90年代前半)に急激に増大した。といって、70年代半ばからイギリスの植民地支配——イギリス人駐在官による統治——のもとにおかれたのは西海岸の主要な錫産出国ペラ、セランゴール、スンゲイ・ウジョン3国だけであるが、事実この20年間にペラとセランゴールの錫の生産量はまさに飛躍的な上昇をとげたのであり、スンゲイ・ウジョンの生産量もかなりの伸びを示したのである。

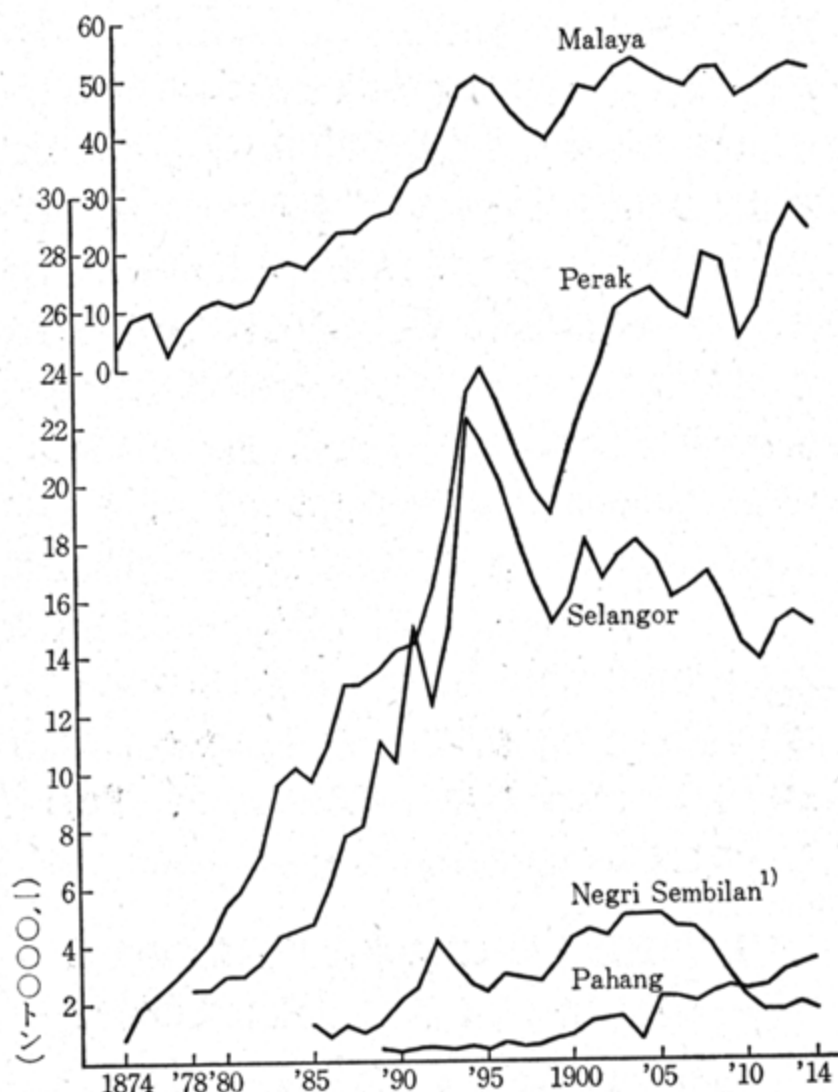
そこで、これら3国における生産の伸びがどの程度のものであったかを第2図によって確認しておこう。これによって、ペラの生産量は1874～95年の期間に(85年の若干の後退を除いて)、またセランゴールの生産量は1878～94年の期間に(90年と92年の一時的後退を除いて)、いずれも年々急上昇をとげていること、さらにスンゲイ・

8) W. Blythe, *The Impact of Chinese Secret Societies in Malaya: A Historical Study*, Oxford University Press, 1969, pp. 118-125, 172-184.

9) Khoo Kay Kim, *op. cit.*, p. 214によると、第3表に出てくるペナン和合社の首領たる何義秀は、前貸し頭家として在Larutの自社系の頭株に対してばかりでなく、対立する海山系の頭株にも融資を行なっていることが明らかにされている。

10) S. M. Middlebrook, "Yap Ah Loy (1837-1885)," *Journal of the Malayan Branch, Royal Asiatic Society*, vol. 24, pt. 2, July 1951, pp. 20-21, 96-98.

第2図 マラヤ及び4州の錫生産, 1874-1914 年



1) 主に Sungei Ujong

出所: Wong Lin Ken, *op. cit.*, pp. 246, 249.

ウジョ—ネグリ・センピランの錫の大部分はここから産出する——でも 1889~92 年の期間に上記両州と比べれば小規模ながら生産量の上昇がみられることが明らかであろう。要するに、70 年代後半~90 年代前半の時期におけるマラヤの錫生産の画期的な発展といわれるものは、ペラとセランゴールにおける生産の躍進、そして附加的にスンゲイウジョンにおける生産の増大をさすといえてよい。(なお、念のためにつけ加えておけば、1895 年ごろペラとセランゴールを合せた生産量は全マラヤ生産量の約 90%, しかも双方の生産量にはそれほど差がないが、第 1 次大戦直前期にはペラは全マラヤ生産量の 60% 近くまで上昇、セランゴールは 30% へ低下、このような両州のウェイトは植民地時代をほぼ一貫して維持されるのである)。

そういう意味で本節では、植民地支配初期約 20 年間のペラとセランゴールにおける中国人錫鉱業を対象として、(1) 中国人錫企業の経営方式、(2)

初期植民地行政と前貸し頭家の立場、の 2 つの側面について検討し、(3) それをふまえて、冒頭へのべた問題意識にかかわる若干の論点を指摘しておこう。

(1) 中国人錫企業の経営方式

この時代のペラとセランゴールにおける中国人錫企業の在り方、特に前貸し頭家のかかわり方を明らかにするため、以下において主に Wong と Yip の所説を検討してみよう。

まず一般的に言えば、当時の中国人錫鉱山は、露天掘方式による小規模経営であり、それに必要な設備ないし道具としては、クーリー小屋と精錬小屋(木炭使用の簡単な炉を設置)、流水を利用する木製の選鉱用装置 *lanchut*、そして採掘用の鍬と運搬用のモッコ、最後に中国人企業に特有の排水装置としての転車 *chin chia*(多数の木製バケツをつないで水車に連導したもの)などであった。こうした道具・設備類は、中国人錫企業が 19 世紀前半ないし中葉に西海岸錫地帯に登場した当時から使われてきたものである。といって、この時代を通じて中国人錫企業の技術水準には変化がみられなかったわけではない。まず注目すべき変化は、比較的規模の大きい企業が 70 年代末から小型排水用蒸気ポンプを導入するようになったことである。排水能力によって露天掘鉱山の稼働力が左右されるから、これは重要な技術革新を意味した(ただし、その群小鉱山への普及は次の時代になってからである)。いま 1 つは、木製選鉱用装置の改良型 *lanchut-kechil*(棺ぐらゐの小型の箱)が考案され、90 年代に入ってそれが急速に普及したことで、これは労働力の節約に役立ったのである。なお、この時代を通じて中国人錫企業は鉱床の選定・試掘にはマレー人の特殊技能者 *pawang* を使っていた。一見神がかり的でも土地勘のある *pawang* は西欧式のボーリングよりも浅層の鉱床の選定に有能だったからである¹¹⁾(ただし、90 年代半ばごろから *pawang* の能力は疑われるように

11) この時代の *pawang* については、A. Hale, "On Mines and Miners in Kinta," *Journal of the Straits Branch, Royal Asiatic Society*, Dec. 1885, pp. 303-320 に詳しい。

なる)。

さらに、小規模経営という場合の規模についても一言しておこう¹²⁾。70年代末のLarut地方では、40の企業が80の錫鉱山を経営、その雇用労働者合計は6,843人(そのほかに、96の零細鉱があり、355人が就業)であったとい記録がある。単純に雇用労働者数の平均をとると、1企業当たり172人、1鉱山当たり86人となるが、実際には1企業1鉱山経営が多く、一部に1企業でいくつもの鉱山を経営するものがあったようである(1企業で最大の雇用は600人以上、1鉱山で最大の雇用は300人とある)。さらに同じLarut地方でも、90年代初期には、1鉱山平均の雇用が120~130人程度であることが指摘されているが、企業別の雇用規模はわからない。他方、80年代初めのKinta地方では、企業規模がLarutより小さく、1企業の雇用はせいぜい50人までである(ここではまだ中国人企業とマレー人企業が併存している)¹³⁾。

そこで錫鉱山の経営方式に入るが、Wongによると、この時代には公司方式 kongsi system と 份ないし份子家方式 hun or fun-si-ka system という2つのやり方がある¹⁴⁾、後者はのちになるほど盛んになる(世紀転換期には、份方式で働く労働者が錫鉱山労働者の半数に及んだ)¹⁵⁾。しかし、いずれの場合も、前節で指摘した前貸し頭家が中心的存在であったことをWongもYipも強調している。さらにYipによれば、towkay labourは2種類に分けられる¹⁶⁾。すなわち、海峡植民地に住む有力な頭家とマラヤの錫地帯に住む現地の頭家であり、両者ともほとんど例外なく、錫鉱石やアヘンやその他の商品の取引に従事する商人である。マラヤの錫企業への究極の融資元は海峡植民

地の有力な商人であるが、これが直接に現地の錫企業主へ融資をするのではなく、事情に精通した現地の商人つまり現地の融資元を経由して行なわれる。この関係は前節でのべた海峡植民地の towkay labour と錫鉱業中心地のそのパートナーとの関係に似ているが、Yipの説明は歴史的な脈絡を一切無視している。それはとにかくとして、上記の2つの企業方式の検討に移ろう。

まず公司方式であるが、Wongは70年代末のLarutの例を当時の典型としてあげている。それによると、公司方式は次の三者によって構成される。

融資元…運転資金(大部分は現物)としての食糧、アヘン、タバコ、その他の必需品を利子を見込んで市価よりも高く前貸しする(平均して36%の高利となる); 代償として錫の生産量の10分の1を取得、残りを市価より通常約4%安く引き取る。

企業主…鉱業用地の賃借権の取得*, 労働力の調達、および上記設備ないし道具の用意; 代償として錫の生産量の10分の1および純益の取得**。

労働者…時間払いまたは出来高払い計算による賃金、ただし6ヵ月後に支払われる; 食糧と住居小屋は供与されるが、アヘン・タバコ・衣類などは賃金から差し引かれる***。

〔注〕 * この引用例では、融資元が鉱業用地賃借権を買い上げるが、Wongはこれを不可解だとのべている。

** 企業主の取得する錫の10%分は融資元が安く買い占める分に入るかどうか、また純益の意味も明確でない。

*** このほか、鉱山稼働に先立って、表層土(その容量単位は泥井 naichang と呼ばれる)を除去するため、一群の泥井労働者が出来高払いで雇われる。

上記の引用例から明らかなとおり、錫企業の鍵を握るといわれる融資元は運転資金を前貸しすることによって生産された鉱石を有利に買い占めることができる。しかも、運転資金の実質である食糧やアヘンを高く売り付けるのであるから、利得

12) Wong Lin Ken, *op. cit.*, pp. 63, 85.

13) J. E. De La Croix, "Some Account of the Mining Districts of Lower Perak," *Journal of the Straits Branch, Royal Asiatic Society*, June 1881, pp. 1-10.

14) Wong Lin Ken, *op. cit.*, pp. 60-64.

15) Yip Yat Hoong, *op. cit.*, p. 80.

16) *Ibid.*, pp. 89-94. なお、融資元の旦那がさらに融資をあおぐ旦那 towkay bantu も存在する。

の機会は一重になっている。これに比べて、設備資金を用意する企業主は、鉱床の良否によるにせよ、それほど利得はないように見える。元来設備資金は比較的少額ですむから、ある程度の貯えをもったものが企業主となって錫鉱山の開発に乗り出す、というように Wong も Yip も解説している。しかし、具体的にどういう階層の人物が企業主となったのかは説明していない。ただ、Yip によると、上記の現地にいる融資元はきわめてしばしば企業主でもあったという。この場合、彼は海峡植民地の有力商人と対等かそれに近い大商人かつ大経営主——たとえば、ペラやセランゴールの Capitan China——であることも考えられる。しかし、Wong や Yip の解説は企業主を少額の設備資金だけを用意するものとして、一応現地の融資元と切り離して一般化している点が特徴的である(そうした小規模業主は 80 年代の Kinta 地方に多くみられたようである)。

最後に、公司方式の重要な特徴として、労働者がきわめて苛酷な条件のもとにおかれていたことを指摘しておかねばならない。まず低賃金、それも一般に 6 ヶ月といった長期間後に支払われるばかりでなく、その期間に彼が前借したアヘンや必需品の法外な代金と相殺されるのであり、かりに僅かな貯えができたとしても、融資元が開設する賭博でこれをまきあげられることが多かったのである。労働者にとってこのように苛酷な労働条件がイギリス植民地時代になっても存続しえたのは、後述のように、イギリス植民地当局(イギリス駐在官)がこれを事実上支持するような政策をとったからであり、とりわけ労働者が特定の秘密結社——有力な融資元がその首脳部——の網の目に捉えられていた状態を容認する態度をとったからである。しかし、そうした不利な状況のなかでも、労働者は時の経過とともに表面化する労働力不足を契機として曲りなりにも自己を主張しはじめる。その具体的な動きが前記の份方式の普及である。

さて份方式であるが、利益分配方式ないし請負方式とも呼ばれる。この方法は、Wong によれば、やはり公司方式と同じような三者で構成されるが、相互の関係は多少とも違っている。

融資元…アヘンや食糧などの必需品を前貸し、鉱石を時価で買い占めるか、労働者が任意の精練業者に売った上りを回収する*；企業の勘定をすべて管理、採掘開始から 8 ヶ月目に第 1 回、12 ヶ月目に第 2 回の精算を行なう。

企業主…鉱業権を取得、上述した設備・道具を用意する；生産量の一部の取得と設備資金の回収のため利益に対して優先的請求権をもつ。

労働者…売上高から企業主と融資元に支払われた残りは労働者の取り分である(それが第 1 回の精算で 10 分の 7 に達しなければ、第 2 回目に受け取る)**；しかし、売上高が見込みより少なければ、労働者の取り分が少なくなる。

〔注〕 * 融資元が時価で錫鉱石を買い取る場合、その買取りの時と精練ないし再精練した錫を売却する時とで量目の違った秤を使用することによって余分の利益をあげる。なお、Yip によると、份方式でも、融資元は、錫鉱石の買占めと精練の権利をもっている¹⁷⁾。

** 労働者の稼ぎ高の 10 分の 7 とあるが、その意味は明確でない。しかし、Yip によると、錫鉱石の総売上高から企業主の取り分(総売上高の 10%、ただし、蒸気ポンプ提供の場合は 20%)と融資元の取り分(高利の前貸額)を差し引いた残りが労働者のものである¹⁸⁾。

この方式によると、労働者がいわば優先的に企業の危険を負担することになる。それにもかかわらず、彼らがこの方式を好むのは、優良な鉱床にあたれば、それだけ大きな利益に均霑しうからである。さらに Wong によると、このような請負方式では、請負労働者を代表して企業主と交渉する山の旦那 towkay lombong が存在する。彼は鉱山の現場監督として働き、したがって普通の労働者よりも多くの利益分配を受けアヘン販売高から一定の手数料をとるが、この現場監督のなかから企業主に転身したものもあるという。

こうした份方式ないし請負方式では、直接生産者の立場は多少強まり融資元の企業支配力はそれ

17) Ibid., p. 81.

18) Ibid., p. 81.

第4表 Perak 州および Selangor 州の財政収入, 1875-95 年

	Perak 州					Selangor 州				
	総 額 1,000ドル	Tin Duty 錫関税	Land 土地	% Rail way 鉄道	Licenses from Farmers 徴税請負 ¹⁾	総 額 1,000ドル	Tin Duty 錫関税	Land 土地	% Rail way 鉄道	Licenses from Farmers 徴税請負 ¹⁾
1875	226					116		0.7		
76	273					194		0.2		
77	313	44.8				227		0.3		
78	329	74.7	3.3			190	58.9	0.7		
79	388	72.6	5.6			184	58.3	0.5		
1880	583	51.3	6.6			216	46.7	0.2		
81	693	55.9	4.7			235	53.6	1.3		
82	905	50.5	6.4			300	53.9	0.6		
83	1,474	42.0	3.8			451	39.9	5.7		
84	1,533	41.9	3.2			495		6.2		
85	1,522	36.0	4.0	1.6		566	45.1	2.8		
86	1,688	36.2	4.3	3.3	44.5	689	43.9	3.1	1.4	45.1
87	1,828	39.4	4.0	3.3	40.7	1,154	39.0	4.0	12.3	39.9
88	2,016	42.2	4.2	3.9	37.3	1,418	37.1	3.5	20.4	32.2
89	2,777	33.8	3.0	3.0	50.0	1,828	41.1	2.4	15.1	35.5
1890	2,504	34.4	3.0	3.5	46.1	1,889	35.6	1.8	16.8	36.1
91	2,325	35.0	4.0	4.3	43.0	1,826	36.8	2.3	17.3	33.3
92	2,690	41.8	5.7	3.1	38.0	2,135	38.8	3.8	17.9	29.1
93	3,034	44.0	4.9	3.9	34.0	2,765	39.1	3.8	18.9	27.2
94	3,542	46.6	6.7	6.9	29.8	3,335	42.1	3.7	19.8	23.1
95	4,034	41.4	5.6	11.0	19.4 ²⁾	3,805	40.0	3.7	20.2	11.2 ²⁾

1) 種々の徴税請負権(License)からの収入で、アヘン輸入関税徴収(海岸地区では吸飲用加工を含む)、酒類醸造販売、賭博場・質屋・アヘン吸飲所の営業、アタップその他のジャングル産物輸出関税徴収などを含む。なお 1875-85 年は不明。

2) 両州政府ともアヘン輸入関税徴収の請負制をやめたため % が激減している。

出所: *Reports on the Federated Malay States for 1896*, Special General Return(Command Paper 8861 of 1897)pp.11~12; 徴税請負権は Sadka, *op. cit.*, p. 333.

だけ弱まったことは確かである。それと同時に、錫企業も労働者の立場も投機的な性格をより強めたことも否定できない。事実、この請負制による小規模経営方式は手軽に採鉱できる錫鉱床をさがしまわることになり、20 世紀初頭には過半数の鉱夫が一攫千金を夢みてこの方式に身を投じている。(この方式に代って、賃金制による公司方式——労働条件は初期よりよくなる——が一般的となるのは第1次大戦以降のようである。)¹⁹⁾

以上のような Wong と Yip の所説にしたがうかぎり、この時代の中国人錫企業は、やはり、前貸し頭家による生産の支配として特徴づけられそうである。すなわち、上記の公司方式の場合、前貸し頭家は融資先の企業(労働者)に対して食糧やアヘンなどを独占的に、しかも時価より高く前貸

しすることによって、生産された錫鉱石を独占的に、しかも時価より安く買い取る。それゆえ融資元としての彼の所得の源泉が二重であることはすでに指摘した。次の份方式の場合、前貸し頭家による現物前貸しの代償として錫鉱石の買占めも含まれるか否かについて、Wong と Yip の説明にはくい違いがあるが、両者とも、前貸し頭家が鉱石売上金を掌握し、それから前貸し額(その高い利子を含む)を優先的に確保するという点では理解が一致している。要するに高利を前提とする現物前貸し制 truck system は²⁰⁾、当時の中国人錫経営——公司方式であれ份方式であれ——のバックボーンであった。いうまでもなくその異常に高い利子は前貸し頭家が錫に融資する大きなインセンティブとなったが、それは、当時危険の多い錫企

19) Wong, *op. cit.*, p. 208. ただし、Yip は請負方式が 20 世紀に入ると重要性を失うとみている。(Yip, *op. cit.*, p. 82)

20) 最近の中国語文献では、これを「実物工資」と呼んでいる——崔貴強「19 世紀雪蘭莪華歐錫業成敗之検討」、『南洋学報』24 巻第 1・2 期合輯(1969 年), p. 81.

業(錫価の変動、鉱床のあたりはずれ、労働者の逃亡)に対して、ほとんど担保なしに融資する当然の代償とみなされていたのである²¹⁾。

けれども、上記の要約は前貸し頭家と錫企業との関係を十分伝えたものとはいえない。Wong も Yip もしばしば、前貸し頭家と企業主とが同一人物であることを指摘しているからである。

(2) 初期植民地行政と前貸し頭家の立場

さて、前述した前貸し頭家の強い立場は、彼がアヘン輸入税、賭博場営業税などの徴収請負人であるかその代理人であったことを指摘しなければ十分明らかにならない。当時の中国人鉱夫にとってアヘンと賭博は食糧とともに鉱山生活に欠かせぬ「かて」となっていたが、新たに州行政の責任を引き受けたイギリス植民地当局はアヘン輸入税・賭博税を錫輸出税とならんで恰好の財源とみなしたのである。いまこれらの税がペラとセランゴールの当時の財政収入のうちどれほどのウェイトを占めるかを第4表によって確かめておこう。ただし、資料の制約のためこの表は不完全なものであるが、これによっておよその見当がつくはずである²²⁾。すなわち、まず錫輸出税がとりわけ重要な財源であることは明らかであろう。これに対して、土地からの収入はそれほどのウェイトをもたない。むしろ錫鉱業中心地と外港とを結ぶ鉄道の建設が進むにつれて、その収入が次第に重要性

をましている。

しかし、当面問題の項目は各種徴税請負制による収入であって、数字の判明する86年以降そのウェイトは錫輸出税に匹敵する。このうちでも最重要費目は上述したアヘン輸入税徴収請負費であり、ついで賭博場・酒屋・質屋営業税徴収請負費であるが、費目別ウェイトは明らかではない。ただアヘン輸出税については、これを含む94年と含まない95年(この年には別項目の関税収入に入っている)の数字を比べると、財政収入に占めるそのウェイトはペラで約10%、セランゴールで約12%であったと推測できる(別の資料によると、世紀末3年間のアヘン輸入税のウェイトは、ペラでは11~15%、セランゴールでは16~19%となっている)²³⁾。ただし、このアヘン輸入税の徴収を請負制にしたのは、ペラでは1881年から94年まで、セランゴールでは86年半ばから途中95年を除いて99年までであった²⁴⁾。これに対して、賭博場・酒屋・質屋営業税徴収の請負制(これらの税は一括して郡単位の請負制をとっていたようである)は駐在官時代の当初から20世紀初期まで続けられた²⁵⁾。

こうしたアヘン輸入税や賭博税の徴収請負人は、さきに指摘したとおり、それぞれの州か海峡植民地の有力な中国人商人つまり大手の前貸し頭家——それはしばしばその州のCapitan Chinaでもある——が単独もしくは請負シンジケートを組んで引き受けている(有力な商人の間で激しい入札競争が行なわれた)。こうして大手の前貸し頭家とその系列下の中小の前貸し頭家は、錫価格の低落のため安く買い占めた鉱石の販売による利益がえられなくても、アヘンや酒や食糧の法外な前貸しあるいは賭博場の上りから確実に利益をひき出すことができたのである。いうまでもなく、こ

21) Wong Lin Ken, *op. cit.*, p. 75によると、この時代にペラ州の前貸し頭家が鉱夫に課した「現物」の価格は、これをその市場価格を超える%であらわすと、次のような異常な率となっているが、それでも時の経過とともに低下していることがわかる。この率がいわば利子であるが、頭家の仕入価格は時価と限らず、それ以下であることも考えられる。

	米	アヘン	タバコ	油
1875年		200~300%		
78年		30~70%		
88年	100%	36%	63%	100%
97年	14%	43%	62%	63%

22) 植民地支配初期のペラやセランゴールの州経済および財政を不十分ながらも取り上げたものとして、Emily Sadka, *The Protected Malay States, 1874-1895*, Kuala Lumpur & Singapore, University of Malaya Press, 1968, X. "The Economy: Policy and Development," pp. 324-363, があり、これを参照した。

23) *Proceedings of the Commission appointed to enquire into.....the Use of Opium in the Straits Settlements and the Federated Malay States*, vol. III (Command Paper 4552 of 1909), pp. 176-177.

24) Sadka, *op. cit.*, p. 333.

25) Wong Lin Ken, *op. cit.*, p. 222によると、酒屋・質屋税徴収請負制は1909年、賭博場税徴収請負制は1912年末に廃止されている。

の場合骨の髄までしゃぶられたのは中国人労働者である。しかし、マレー人の地方的首長がかつて採用していた現物前貸し制もアヘン輸入税・賭博税の徴収請負制も新たにペラやセランゴールを支配するようになったイギリス人駐在官によって引き続き活用された。イギリス人駐在官は、こうした前期的取引慣行と徴税請負制が錫鉱山の急速な開発に必要な中国人の資金と労働力を導入するための最も現実的なインセンティブとみなしたのである。確かに、この時代に特徴的な法外な現物前貸し制とそれを補強する徴税請負制とは、前貸し頭家による錫生産支配の不可分の装置となっていたのであり、この仕組みを利用して前貸し頭家は錫鉱山の開発を強引に進めていったのである。

しかし、以上の説明はこの時代の中国人錫企業における前貸し頭家の強い立場をまだ十分明らかにしたことにはならない。すなわち、前節で指摘した、ペラとセランゴールが内乱状態にあった時代と同じように、彼は中国人移民社会に特有の「秘密結社」の首脳であり、彼が融資する錫鉱山の企業主と労働者は同じ結社か系列下の結社の成員であるため、彼は企業主と労働者に対して格別の統制力をもっていた点が重要である²⁶⁾。この秘密結社はペラとセランゴールの保護領化とともに法律的には否認されたにもかかわらず、イギリス人駐在官はその存続を事実上容認したのである。いやこういう表現は正確ではない。これらの州で

は、駐在官制度の発足にともない、新たに State Council が設けられたが、その構成員にイギリス人駐在官、主な伝統的首長とともに、中国人社会を代表するものとして中国人甲必丹——錫鉱業中心地を拠点とする Capitan China は有力な前貸し頭家でもあれば秘密結社の首脳でもある——が任命された²⁷⁾。これによって伝統的首長の権威は形骸化した。大手前貸し頭家の発言権は合法的に強化されたのである。いうまでもなく、イギリス人駐在官にとって、中国人社会を掌握するため、中国人錫企業の振興のために、Capitan China のもつ影響力を利用することが得策だったからであり、彼らが秘密結社の首脳であることを公然化させない限り、ペラの駐在官もセランゴールの駐在官も彼らを大いに登用したばかりでなく、彼らが資金難におちいった時には多額の政府融資を行なって積極的にその立場を援助した。ペラやセランゴールの駐在官によるこうした秘密結社容認政策は、海峡植民地において秘密結社が問題にされながらも 1890 年まで合法的に存在したという事実、つまり海峡植民地当局の政策と表裏一体の関係にあったのであり、したがって、これに対する抑圧政策も 90 年代から世紀転換期へかけて徐々に実施されるようになった。

ところで、上記のような苛酷な労働条件のために、結社の圧力にもかかわらず、労働者の逃亡が跡をたたなかったが、イギリス人駐在官はこの逃亡防止のためのさまざまな措置を構じた。詳細は省略するとして、その代表的なものは、イギリス領マラヤ史上最も有能な駐在官といわれた F. A. Swettenham の発案によって 80 年代初期にセランゴールとペラであいついで実施された dischar-

26) この点は、実は再検討を要する。たとえば、60 年代半ばの断片的な記録によると、ペナンのある大手前貸し頭家は Larut で自分と同じ系列の結社に属する現地前貸し頭家ばかりか、対立する結社の現地前貸し頭家にも融資している (Khuo Kay Kim, *op. cit.*, p. 214)。ただし、Larut の現地前貸し頭家が個々の錫鉱山に融資するときは同系統の結社という原則は維持されていたのかもしれない。さらに当時、惠州客家の企業主で増城客家の鉱夫を雇う例が多数あったことも記録に残っている。(Khuo Kay Kim, *op. cit.*, p. 70)。あるいは、増城客家の企業主が鉱業権を取得したが、鉱夫を集められないため惠州客家の企業主にこれを賃貸している例もある (Blythe, *op. cit.*, p. 123)。要するに、大手前貸し頭家が錫投資の利益を確保するために秘密結社を利用したことは確かであるにしても、この一般論はもっと史実に即して補強されなければならない。

27) ペラでは 1877 年から海山首領の鄭景貴と義興系和合社首領の陳亜炎が、セランゴールでも 77 年から海山首領の葉亜来が、それぞれの州の State Council メンバーに指名されている (第 3 表参照)。ペラの State Council でのこれら甲必丹の発言は、"The Perak State Council Minutes" in *Papers on Malay Subjects* (ed. by R. J. Wilkinson), selected by P. L. Burns, 1971, pp. 152-267, に出ている。なお、州行政における State Council の役割、そのメンバーとしての中国人甲必丹の立場については、Sadka, *op. cit.*, pp. 176-195, 202-323 を参照。

ge ticket system(すべての鉱夫は1年の契約期間後に企業主から交付される証明書を所持しないと、再就職できないばかりか、警察に逮捕される)であることを指摘しておこう。この仕組みは両州とも90年代半ばまで継続実施されるのであるが、セランゴールでは、この仕組みを生かすために企業主代表の運営するクーリー・センターまで設けられたこともあって、労働者の大量逃亡が阻止されたのに対し、ペラでは、州内の新興錫鉱業地方Kintaで無数の小経営が競合していたこともあって、この仕組みにもかかわらず、労働者の逃亡が続出した。なお、両州で駐在官時代の当初から次々と公布された労働関係法規は労働者ではなく頭家を事実上保護するものであったし、せっかく設けられた中国人保護局(ペラでは83年、セランゴールでは90年)もこの時代には中国人労働者を保護するほどの力はもちえなかったのである。

以上植民地支配初期20年間のペラとセランゴールにおける錫鉱業の飛躍的発展を推進した主役は、前貸し頭家と呼ばれる中国人商人、およびイギリス人駐在官であったことを説明した。

この時代の西海岸錫地帯には優良鉱床が未開発のまま豊富に存在していたため、したがって錫地帯は比較的単純な技術を前提にする労働集約的小経営の活躍の恰好の舞台であったため、錫企業のポイントは労働者の確保、これを一定期間養うだけの運転資金の調達にあった。こうして、海峡植民地での商業活動で投資資金を蓄積していた中国人商人、同時に秘密結社の首脳として労働力調達に辣腕を振る中国人商人が、錫鉱業に対する独特の投資家として登場する(むろんそのためには、苛酷な労働条件のもとで働く中国人労働者が中国南部から次々と流入してくることが前提となっている)。

といって、前貸し頭家の錫鉱業投資はマレー人首長時代から始まっていたが、Pax Britannicaの成立とともに飛躍的に伸びるのである。

この時代の錫鉱業への投資は、主に労働者の必需品——アヘン・酒・タバコを含む——を現物のまま法外な値段で前貸しすることであって、前貸しするものとされるものの関係は、Wong や

Yipによると、次のような系列関係として描かれる。すなわち、大手の前貸し頭家(州在住の頭家と海峡植民地在住の頭家)→中小前貸し頭家(州内錫鉱業中心地が拠点)→企業主→鉱夫、である。ただし、これは一般論であって、前述のように、大手の前貸し頭家としての葉阿来はKuala Lumpurを中心に州内多数の鉱山を所有する一大経営主でもあった。あるいは、ペナン海山公司の頭目鄭景貴はペラが植民地になってからはペラのCapitan Chinaに転身している。さらに最近では、中国人前貸し頭家と海峡植民地——特にシンガポール——のイギリス人商人との関係を重視する研究もあらわれている²⁸⁾。要するに、Wong や Yip の研究は、上記の系列関係の実態を十分明確にしていけないのである。それはとにかくとして、一般的に言えば、前貸し頭家がこの時代の錫企業のdriving forceであったことは確かであろう。

さらに、前貸し頭家による錫企業投資がイギリス人駐在官によって保護助成されたこともまた確かである。ただし、州行政の責任者としてのイギリス人駐在官は自分勝手に行政を推進していたわけではない。すなわち、植民地統治に関する政策決定の権限において、本国政府(植民地省)→海峡植民地総督→州駐在官という系列関係が存在した。けれども、この時代の大半をペラないしセランゴールの行政責任者としてすごしたHugh LowやFrank Swettenhamの業績をかえりみると、統治政策の基本線においては一応上記の系列に服しながら、たとえば、諸徴税請負制の実施、Capitan Chinaの任命やそれへの融資、頭家保護的法規の運用など、総じて前貸し頭家の立場を効果的に維持強化する面でいわば独走的にその手腕を発揮していることが明らかとなる。

ところで、このような「前貸し頭家と駐在官の時代」にもやがて転期が訪れる。90年代半ばからマレー人探鉱技術者pawangの権威が疑われるようになることはすでに指摘したが、これは中国人錫経営の取り組みやすい優良錫鉱床の存在が頭打ちになりつつあることをあらわしている。ちょ

28) 前掲Khoo Kay Kimの著書はその1例である。

うどその頃に、アヘン輸入税徴収請負制が廃止され、また秘密結社の容認から抑圧への政策転換が行なわれている。さらに、90年代半ばまでに両州で discharge ticket system が廃止され、それまでの尻抜け的労働規制に代って労働法(ペラとセランゴールのそれぞれの Labour Code, 1895)も制定されている。

すでに80年代にはペラやセランゴールに新規に流入する中国人移民——新家——の数が減少し、加えてスマトラなどの周辺地域との競合のため、両州とも80年代から90年代へかけて一般的な労働力不足が起っていたのであるが、そのうえ上記のような政策転換ないし法規の整備が実現したため、前貸し頭家が労働者を掌握する力は一段と弱まらざるをえなかったのである。それだけではない。80年代末にはシンガポールでイギリス資本による近代的な錫精練会社が発足し、中国人企業の独占であったペラやセランゴールの錫精練の一角に食いこんでくる。それは徐々に前貸し頭家の錫生産支配の基礎を掘りくずしてゆくのである。

前貸し頭家の錫生産支配の鍵である現物前貸し制は次の時代へと引き継がれるが²⁹⁾、すでに指摘したとおり³⁰⁾、その異常な高利は世紀末にはある程度低下している。この前期的色彩の濃い頭家資本に対抗するイギリス系企業がペラやセンゴールの錫地帯の一部によりやく根をおろしはじめるのもこの時代の終りごろであるが、それと軌を一つにするかのように、1896年には、ペラとセランゴール、それにネグリ・センビランとパハンの4州の行政をイギリス植民地当局が一元的に掌握する連邦制が発足し、個性的な駐在官の時代は終りを告げるのである。

(3) 結びにかえて

この時代の中国人錫企業の歴史的特質をさぐる

29) 1909年に現物前貸し慣行を禁止する法令(請負方式による錫経営について例外を認める)がマレー連邦4州ごとに制定され、それは1912年の連邦労働法に引きつがれるのであるが、これによって上記慣行が姿を消したわけではない(W. L. Blythe, *Historical Sketch of Chinese Labour in Malaya*, (Reprint, 1953), pp. 31-2)。

30) 前出注(21)参照。

という冒頭にのべた問題意識に関連して、以上の概観に若干の論点を補足しておこう。

1) 1870年代半ばのマラヤの錫生産は8~9000トン、その20年後の90年代半ばには5万トン近く(当時の世界全生産量の半分をこえる)に達したが、その大部分はペラ州とセランゴール州の前貸し頭家主導型中国人錫企業の生産物であった。こうして生産された錫は海峡植民地に送られて(大手前貸し頭家は大手輸出業者でもあった)再精練されたうえ(一部は鉱石のままシンガポールの上記イギリス系錫精練所に送られて精練されたうえ)、海峡植民地のヨーロッパ人商人(主にイギリス人商人)の手をへてイギリスやアメリカなどに輸出された。つまり資本主義世界市場においてペラやセランゴールの前貸し頭家資本はイギリスやアメリカで原料錫を消費する産業資本へ従属しているのである。

2) 中国人錫企業主が前貸し頭家に対し多少とも実質的な自立性を保持している限り、前貸し頭家資本の利潤源泉は、高利の現物前貸制と市価以下での錫の買占めであり、またアヘン税などの徴収請負権独占である。さらに前貸し頭家→企業主→鉱夫の関係には、秘密結社による家父長的人身拘束がまつわりついていたが、それも時の経過とともに弛緩してゆくことは份方式経営の普及が示している。要するに、前貸し頭家の取得する詐欺的な商業利潤は、錫の生産過程における鉱夫の苛酷な搾取を究極の基礎とし、先進国産業資本への従属を媒介にして実現される。かかる状況のもとでは、中国人錫企業(いびつな資本制企業)の上昇発展は容易ではない。一般的にいて、こうした前期的な商業資本が資本として機能する余地が社会的に存続する限り、たとえば葉亜来や陸佑³¹⁾のように、大手前貸し頭家が優良錫鉱山の企業主を兼ねる場合でも、その産業資本家的上昇の途は順調ではない。

(一橋大学経済研究所)

31) 内田直作「華僑資本の前期的性格——マレーの陸佑財閥を中心として——」『東洋文化(7)』(11, 1951)。